第４版はしがき

2026年夏、「熟議の民主主義」の不在は深刻な事態と言わざるをえない。グローバル規模では戦争・暴力や気候変動による災害が続き、国内では人権を軽視する法案が十分な議論もなく国会に提出されている。立法府も行政府も説明責任を果たさない状況では、人びとは将来展望を描きにくい。生きる拠り所となる「尊厳」が深く傷つけられるからだ。尊厳が失われる社会では暴力や差別が看過され、「生命と身体」を守ることすら危うくなる。「その属性にかかわらず平等に自己の意思で決定する自由と権利」は、人がその人らしく生きるための必須の条件である。その最も基礎的な条件の一つが、社会のあらゆる領域に影響を及ぼす「ジェンダー」である。

本書の初版が誕生した2011年、日本のメディアではまだ「ジェンダー」という言葉すらタブー視されていた。本書は類書がほとんどない中で歓迎され、第２版（2015年）、第３版（2019年）と改訂を重ねた。この間、国際社会では「ジェンダー平等」が飛躍的に進展した。その成果を盛り込むべく、企画したのが今回の第４版である。国内外の最新の情報を掲載するよう努めた。

1995年第４回世界女性会議（北京会議）は、３つの意味で世界史的な転換点となった。第一に、「ジェンダー主流化」が立法や政策の方針として掲げられ、制度化に向けた取り組みが始まった。日本でも男女共同参画社会基本法（1999年）が成立し、前文では「男女共同参画」（ジェンダー平等）は「21世紀の我が国社会を決定づける最重要課題」と高らかに謳われた。第二に、「ジェンダーに基づく暴力」の撤廃と「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」（性と生殖の健康／権利）の保障が進められた。これらの取り組みに共通するのは、女性が自らの身体について決定する権利の尊重である。日本でも、男女雇用機会均等法改正に伴うセクハラ規定の導入（1997年）、DV防止法（2001年）の制定が進んだ。刑法性犯罪規定の改正は遅れたが、2023年に「不同意性交等罪」に改められ、ようやく国際レベルに達した。第三に、「SOGI（性的指向・性自認）差別禁止」が広がっている。2011年、国連人権理事会が初のSOGI差別禁止決議を行うなど、人権

領域でも「ジェンダー平等」の射程が拡大した。日本でも、理念法ながらSOGI理解増進法が制定された（2023年）。目下、婚姻平等訴訟では、全6訴訟のうち最後の東京高裁第二次訴訟（合憲）を除いては、5高裁すべてで同性婚を認めない現行民法に 違憲の判断が示されている。

2015年国連総会のSDGs（持続可能な開発目標：2016～30年）決定は、さらに取り組みの水準を高め、グローバル規模での「ジェンダー平等」実現に向けて大きく舵がとられた。国際社会全体における「統合的・横断的ジェンダー政策の展開」が政策目標に掲げられたのである。「ジェンダー平等」はSDGｓ17目標全体を貫く横断的課題とされるとともに、第5目標として自立した。2024年に始まったGEAP（Gender Equality Acceleration Plan）は国連システム全体のジェンダー平等推進を再加速する旗艦政策とされ、ジェンダー変革型リーダーシップや説明責任の強化などが掲げられている。

日本の現状はかならずしも芳しくない。EUでは「ジェンダー主流化」が政策方針として掲げられている。「ジェンダー平等」が進み、家族形成や働き方の多様性が保障されている国では少子化が抑制されつつある。これに比べ、日本は合計特殊出生率1.14（2025年）と超低出生国であり、2050年には一人暮らし世帯が全世帯の4割に増える見込みだ。1990～2020年のいわゆる「失われた30年」には若者が就職氷河期に直面し、女性では、2000年代以降、非正規雇用者の割合が5割を超える状況が続いている。これらの人びとの年金額は低い。政府の試算では20年後の高齢女性の年金は月10万円ほど――生活費15万円に対して5万円も足りない。

「ジェンダー平等」は、単なる人権理念ではない。まして「ひとごと」ではない。わたしたち一人一人の生活に関わる基礎的な条件づくりである。本書では、理論と解説にとどまらず、判例や豊富なデータも掲載した。本書が、読者のみなさんとみなさんが愛する人の未来を「自分ごと」として考えるための手がかりになれば幸いである。ジェンダー法学の基礎を共有することが、より公正な社会を築く第一歩になると信じている。（M）

2026年7月

はしがき

ジェンダー法学の入門書としては、すでに優れたものが公刊されている（巻末主要参考文献参照）。本書は、それらの先行教科書を参考にしつつもいっそう平易な入門書を目指して、大学でジェンダー法学および関連科目を担当する４人によって執筆された。

われわれ執筆者が講義経験から重視したのは、何よりも「使いやすさ」と「わかりやすさ」である。本書一冊で基本事項を理解できるよう、関連条文・重要判例・最新データ・比較資料を盛り込んだ。大学法学部専門科目としてはもちろん、法学部生以外の教養科目としても使い勝手はよいであろう。また、コラムや用語解説、イラストを随所に配し、ジェンダー法学を学ぶ機会のない一般読者にとっても、読み物として楽しめるように工夫した。

「使いやすさ」と「わかりやすさ」を求めて、本書は、内容と執筆スタイルにいくつかの特徴をもたせている。

⑴　本書は、Ⅰ「ようこそジェンダー法学へ」、Ⅱ「身体と性」、Ⅲ「親密圏」、Ⅳ「労働」、Ⅴ「ジェンダー主流化にむけて」の５部構成をとる。Ⅲは主に家族法、Ⅳは主に労働法の内容を含むが、それに限定されるものではない。法領域ごとの部構成をするのではなく、ジェンダー法学の学際的性格を反映した部構成とし、各部に多様な内容を盛り込むようにした。

⑵　大学での半期講義（全15回）を想定し、予備の１講を加えて全16講とした。Ⅱ～Ⅳ部には、それぞれ４～５講を配している。目次にしたがって読み進めてもよいし、関心があるトピックを重点的に学習することもできる。

⑶　各講は、原則として８項目構成とした。この８項目は、「１概説、２～６キーワード、７比較、８判例」を基本ユニットとしている。ジェンダーが女性にも男性にも関わるという視点から、各講にできるだけ「男性」に関わる項目も入れた。

⑷　各項目は、見開き２頁をそれぞれの単位として、一目で内容を把握できるようにした。原則として、左頁に本文、右頁に資料・コラム・図表を配している。

(5) 読みやすさを重視して、本書はコラムと図表を多用している。図表データはできるだけ新しいものを取り入れるよう努力した。

本書の出版にあたっては、法律文化社社長の秋山泰氏と製作部の野田三納子氏にお世話になった。本書が、ささやかでもジェンダー法学の啓蒙的役割を果たすことができれば幸いである。(M)

2011年3月

【参考】「ジェンダー法学」に関して、以下のサイトを活用してください。
比較ジェンダー史研究会ホームページの中の項目「ジェンダー法学」内に、参照記事や補遺記事を掲載しています。また、法制史・人権史に関する記事もあります。

(2026.7.1現在)

Gender History
ジェンダー視点で歴史を読み替える　比較ジェンダー史研究会

★本書の使い方★

①各項目(見開き2頁)の執筆担当者は、本文末尾に下記の略号を示した。
(M)＝三成、(S)＝笹沼、(T)＝立石、(Y)＝谷田川
②本文に関連する資料については、資料の白抜き数字番号(❶❷❸など)を該当箇所に挿入した。
③資料・図表の典拠は、巻末主要参考文献に記載したものについては略記して示した。[執筆者名・出版年・頁数]
④タイトル右端に、関連項目(2件まで)を示している。
⑤重要な用語をゴシック体とした。ただし、一度ゴシック体としたものは、原則としてその後はゴシック体としていない。
⑥巻末に参考文献と参照条文をあげた。巻末にあげた参照条文には、本文中で＊をつけている。より深い学習をしたい場合には、参考文献を読んでほしい。
⑦索引は、原則として、ゴシック体用語・タイトル用語に限定して取り上げた。
⑧各部末尾にイラスト入りで問いかけをしている。議論の素材としてほしい。

